

平成25年第1回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成25年3月12日（火曜日） 午後 1時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 1号 平成24年度定期監査報告（第3次）について
- 第 4 議案第 1号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 5 議案第 2号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 第 6 議案第 4号 羽幌町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 第 7 議案第 5号 羽幌町営住宅等整備基準に関する条例
- 第 8 議案第 6号 羽幌町雇用促進助成条例
- 第 9 議案第 7号 羽幌町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例
- 第10 議案第 8号 羽幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例
- 第11 議案第 9号 羽幌町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例
- 第12 議案第10号 羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
- 第13 議案第11号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第12号 羽幌町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第13号 羽幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第14号 羽幌町住宅改修促進助成条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第15号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第16号 羽幌町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第17号 羽幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第18号 羽幌町港湾管理条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第19号 羽幌町下水道条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第20号 羽幌町公共下水道認可区域外流入分担金条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第21号 羽幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第22号 指定管理者の指定について

○出席議員（11名）

1番	森	淳	君	2番	金	木	直	文	君			
3番	小	寺	光	一	君	4番	寺	沢	孝	毅	君	
5番	船	本	秀	雄	君	6番	磯	野	直	君		
7番	平	山	美	知	子	君	8番	橋	本	修	司	君
9番	駒	井	久	晃	君	10番	熊	谷	俊	幸	君	
11番	室	田	憲	作	君							

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	舟	橋	泰	博	君					
副	町	長	本	間	幸	広	君				
教	育	長	石	川	宏	君					
教育委員会	委員長	大	橋	鉄	夫	君					
監	査	委	員	長	谷	川	一	志	君		
農	業	委	員	会	会	長	高	見	忠	芳	君
会	計	管	理	者	大	波	芳	弘	君		
総	務	課	長	井	上	顕	君				
総	務	課	長	補	佐	酒	井	峰	高	君	
総	務	課	総	務	係	長	伊	藤	雅	紀	君
総	務	課	職	員	係	長	飯	作	昌	巳	君
総	務	課	企	画	室	長	熊	谷	裕	治	君
政	策	推	進	係	長						
財	務	課	長	三	浦	義	之	君			
財	務	課	主	幹	上	田	章	裕	君		
財	務	課	財	政	係	長	葛	西	健	二	君
財	務	課	經	理	係	長	清	水	聡	志	君
町	民	課	長	藤	岡	典	行	君			
町	民	課	長	補	佐	今	野	睦	子	君	
町	民	課	住	宅	係	長	木	村	謙	彦	君
町	民	課	長	補	佐	高	橋	伸	君		
町	民	課	長	補	佐	杉	野	浩	君		
環	境	衛	生	係	長						
福	祉	課	長	鈴木	典	生	君				
福	祉	課	長	補	佐	安	宅	正	夫	君	

福祉課主幹	更科滋子君
福祉課主幹	室谷眞二君
福祉課長	棟方富輝君
福祉係課長	木村和美君
福祉係課長	奥山洋美君
福祉係課長	山口芳徳君
福祉係課長	吉田吉信君
福祉係課長	石川隆一君
福祉係課長	笹浪満君
福祉係課長	三上敏文君
福祉係課長	竹内雅彦君
福祉係課長	越谷弘和君
福祉係課長	江良貢君
福祉係課長	鈴木繁君
福祉係課長	佐々木慎也君
福祉係課長	谷中隆君
福祉係課長	大平良治君
福祉係課長	渡辺博樹君
福祉係課長	今村裕之君
福祉係課長	熊木良美君
福祉係課長	永原裕己君
福祉係課長	宮崎寧大君
福祉係課長	浅野勝彦君
福祉係課長	杉澤敏隆君
福祉係課長	大西将樹君
福祉係課長	春日井征輝君
福祉係課長	井上顯君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	水 上 常 男 君
総務係長	金 丸 貴 典 君
書 記	逢 坂 信 吾 君

◎開議の宣告

○議長（室田憲作君） これから本日の会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（室田憲作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、

4番 寺 沢 孝 毅 君 5番 船 本 秀 雄 君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（室田憲作君） 日程第2、諸般の報告を行います。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

◎報告第1号

○議長（室田憲作君） 日程第3、報告第1号 平成24年度定期監査報告（第3次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、長谷川一志君。

○代表監査委員（長谷川一志君） それでは、ただいま議題となりました平成24年度定期監査報告（第3次）についてご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査（第3次）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告をいたします。

次のページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象であります。平成25年1月28日から同年2月1日までの5日間で、対象は農業委員会、産業課、建設水道課の3機関を駒井監査委員とともに実施をいたしました。

2、監査の対象とした事項につきましては、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿などに基づきその内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果であります。財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

主な内容については、次のとおり報告をいたします。2ページをお開き願います。最初に、農業委員会について申し上げます。（1）、農地法などに基づく取り扱い処理状況で

ありますが、耕作目的による権利移動などの合計処理件数は84件となっております。

次の(2)、農業者年金受給状況では、12月末現在における受給者は156人となっております。

(3)の契約状況は省略をさせていただきます。

3ページをお開き願います。産業課について申し上げます。1、農林水産事業の(1)、農林水産業振興事業補助金交付状況であります。件数は合計36件で、補助金額は4億2,301万7,869円です。前年の数値は記載しておりませんが、前年に比較しますと約3億円の増となっております。水産業の漁協新水産物荷さばき施設事務所整備事業補助金の増によるものであります。

4ページをお開き願います。(2)、焼尻めん羊育成管理状況であります。指定管理者からの報告書に基づき作成したものであります。管理頭数は前年同期と比較し20頭減の雄雌合計524頭となっております。

次に、5ページをお開き願います。(3)、契約状況、①の工事契約では、町有林整備事業であります。平地区で施行いたしました間伐面積は28.2ヘクタール、上羽幌ほか2地区で施行いたしました下刈り面積は10.44ヘクタールとなっております。契約金額955万5,000円は、全額支出済みであります。次に、②の委託契約と(4)の漁村環境改善総合センター利用状況は、ごらんとおりとなっております。

6ページをお開き願います。2、商工観光事業について申し上げます。(1)、資金融資利用状況、①の中小企業特別融資利用状況につきましては、金融機関の融資限度額3億9,000万円に対しまして、利用件数は合計74件、融資残額は2億4,291万6,000円で、利用率は62.29%となっております。次に、②、中小企業特別小口資金利用状況につきましては、省略をさせていただきます。

(2)、契約状況の①、工事契約であります。契約金額及び支出金額とも3,441万9,000円となっております。②の委託契約につきましては、省略をさせていただきます。

7ページをお開き願います。(3)の焼尻発電所運転保守業務受託事業の契約金額は、4,588万5,000円です。以下、営業、配電事業及び諸費用はいずれも実績精算額であります。収入済額の合計は3,713万387円となっております。

(4)、商工観光振興事業補助金交付状況であります。商工関係が7件、労働関係が2件、観光関係9件の合計18件で、補助金額は4,715万3,256円、うち交付済み額は3,510万912円となっております。

(5)、観光施設など入り込み状況では、合計で1万4,541人増の11万3,034人となっております。

8ページをお開き願います。(6)、観光イベント入り込み状況であります。前年度に比較し甘エビまつりで1万6,000人増となったほかは増減はなく、合計では5万2,000人となっております。

次の（７）、勤労青少年ホーム利用状況では、１２月末現在の利用目的ごとの延べ人員であります。内容は省略をさせていただきます。

９ページをお開き願います。建設水道課について申し上げます。１、建設港湾事業の（１）、契約状況であります。土木及び建築工事請負費が１７件、同じく委託契約が１３件、除雪委託契約で４件、その他１１件の合計４５件で、契約金額は５億７、９６７万１、４００円、うち支出済額は３億４、３８４万８、３５０円となっております。

次の（２）、補助金交付状況は省略をさせていただきます。

１０ページをお開き願います。（３）の道路占用許可状況は省略をいたします。

（４）、建築確認申請状況であります。合計では新築１件、増築２件の計３件が前年度より減少をいたしております。

（５）、町道舗装整備状況では、合計で申し上げますと実延長が１８万３、５１５メートルに対して舗装延長が９万７、００８メートルであります。したがって、舗装率は５２．９％となっております。

１１ページをお開き願います。（６）、町道除雪計画であります。全路線が民間委託によるもので、除雪延長の合計は１２４．７キロメートルで、除雪率は５１．１％となっております。

次に、２の上水道事業と次の３、下水道事業及び１２ページの②、委託契約につきましては、ごらんをいただくことにより省略をさせていただきます。

１２ページの下段、（２）、水洗便所など改造に関する状況で１２月末現在の①、公営住宅及び一般住宅についてであります。表の下段に平成１４年度から２４年度までの年度別水洗便所改造戸数を記載しております。前年度と比較をいたしますと６戸増加し、累計では１、６１５戸となっております。

１３ページをお開き願います。②、補助金交付状況であります。各世帯及び集合住宅の合計件数は２９件で、補助金交付額は６００万円となっております。前年の数値は記載しておりませんが、前年に比較し件数で２３件、補助金交付額で５４５万円の増となっております。③、資金あわせん状況では、２４年１２月末現在の貸付件数は３件、貸付金額は１７７万円で、累計では２７件、貸付金額は１、９９７万円となっております。次の④の受益者負担金前納報奨金支給状況であります。内容は省略をさせていただきます。

次に、４、簡易水道事業、（１）、契約状況の①、工事契約及び次の１４ページ、②、委託契約は、いずれも契約金額に対しまして全額支出済みであります。内容は記載のとおりでありますので、省略をいたします。

以上で平成２４年度第３次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから監査報告の内容について、監査委員に対して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号～議案第2号

○議長（室田憲作君） 日程第4、議案第1号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、日程第5、議案第2号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、以上2件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、鈴木典生君。

○福祉課長（鈴木典生君） ただいま上程されました議案第1号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、その提案理由と内容のご説明を申し上げます。

平成25年3月11日、羽幌町長。

提案の理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により、介護保険法（平成9年法律第123号）が一部改正され、地域密着型サービスに関する基準等を市町村の条例で定めることとされたため、制定しようとするものであります。

議案第1号は別冊になっておりますので、ごらん願います。内容につきまして説明をさせていただきます。ただいま提案の理由を説明させていただきましたが、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため義務づけ、枠づけを見直すという趣旨のもとに地域主権改革一括法が平成23年度に制定されました。その中で、介護保険法等に定められていた事業者の指定に関する一部の基準や厚生労働省令で定められていた介護サービスに関する基準を都道府県及び市町村の条例で定めることになりましたことから、羽幌町におきましても本条例で定めるものであります。今回の介護保険法の一部改正で、条文の中で厚生労働省令を市町村の条例に改めると改正されたことによります。

条例で定めるに当たりましては、厚生労働省令で規定するそれぞれの基準で許可される範囲での制定となります。基準に従い定めるもの、基準を標準として定めるもの、また基準を参酌するものと3つの区分に分かれて制定することとなっておりますが、当町では厚生労働省令の基準に合わせて制定をしております。ただ、羽幌町では暴力団の排除に関す

る条例が制定されておりますことから、第5条、指定地域密着型サービスの事業の一般原則、第3項に指定地域密着型サービス事業者は、羽幌町暴力団の排除に関する条例に基づき、暴力団排除に努めなければならないを追加してございます。また、各事業の記録の整備の条文中におきまして厚生労働省令では2年保存となっておりますが、羽幌町文書整理保存規程に合わせ、保存期間を5年と延長しております。

この条例の中で本町での現在の実施事業は、第6章、認知症対応型共同生活介護のグループホーム1カ所が対象となっております。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。

続く議案第2号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例であります。これにつきましても同一内容でございます。議案第1号は、対象者が要介護1から5の認定者に関する基準等を定めたもので、この議案第2号は対象者が要支援1から2の介護予防認定者に関する基準等を市町村の条例で定めるものであります。対象事業は、議案第1号と同じく第4章の介護予防認知症対応型共同生活介護のグループホーム1カ所が対象となっております。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第1号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長(室田憲作君) 日程第6、議案第4号 羽幌町新型インフルエンザ等対策本部条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、鈴木典生君。

○福祉課長(鈴木典生君) ただいま提案されました議案第4号 羽幌町新型インフルエンザ等対策本部条例について、提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

羽幌町新型インフルエンザ等対策本部条例。

平成25年3月11日提出、羽幌町長。

提案理由であります。新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の公布により、本町における新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、制定しようとするものであります。

本条例は、新型インフルエンザ及び全国的かつ急速な蔓延のおそれのある新型感染症等に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小限となることを目的とする法律で、平成21年に発生した新型インフルエンザの教訓も踏まえつつ必要な法制を整えておくことが喫緊の課題とされ、市町村対策本部の設置等の措置を法第37条の準用規定に基づき本議会において制定するものであります。また、国は、新型インフルエンザ等の発症に備えて政府行動計画を策定することから、市町村は都道府県行動計画に基づき平成25年度中に市町村行動計画を策定することとなります。

次に、各条文の内容でございますが、その要旨を説明させていただきます。お手元の議案の次のページをごらんいただきたいと思います。第1条、目的であります。この条例は、新型インフルエンザ等特別措置法37条において読みかえて準用する新型インフルエンザ等特措法第26条で、これらの規定事項以外の必要な事項は市町村の条例で定める旨を規定しております。

第2条、組織であります。新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する対策本部長、本部長を補佐し事務を整理する副本部長、本部長の命を受け対策本部の事務に従事する本部員を設置し、その他町の職員のうちから町長の任命により必要な職員を置く旨を規

定しております。

第3条、会議は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ会議を招集し、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させ、意見を求める旨を規定しております。

第4条は、部ですが、本部長は必要と認めるときに部を置き、部に本部員、部長を指名し、部の事務を掌握する旨を規定しております。

第5条、雑則は、本条に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める旨を規定しております。

附則、この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由と内容の説明とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） これから議案第4号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（室田憲作君） 日程第7、議案第5号 羽幌町営住宅等整備基準に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、藤岡典行君。

○町民課長（藤岡典行君） ただいま提案されました議案第5号 羽幌町営住宅等整備基準に関する条例の提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

平成25年3月11日提出、羽幌町長。

提案理由であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により、公営住宅法（昭和26年法律第193号）が一部改正され、公営住宅の整備に関する基準を市町村の条例で定めることとされたため、制定しようとするものであります。

改正後の公営住宅法によると、公営住宅の整備は国土交通省令で定める基準を参酌して、

事業主体が条例で定める基準に従い行わなければならないとされたため、省令の基準を参酌して条例で基準を定めようとするものであります。

次に、改正の内容であります。議案の次ページをごらんいただきたいと思います。条例本文にかえ要旨のみ説明をさせていただきます。第1条、趣旨であります。この条例はただいま申し上げた公営住宅法第5条各項の規定に基づき、町営住宅等の整備基準を定める旨規定しております。

第2条、健全な地域社会の形成であります。町営住宅等の整備に当たっては健全な地域社会の形成に資するよう考慮する旨規定しております。

第3条、良好な居住環境の確保であります。町営住宅等は良好な居住環境の確保を図るよう整備しなければならない旨規定しております。

第4条、費用の縮減への配慮であります。町営住宅等の建設に当たっては工法、資材等を勘案し、費用の縮減に配慮すべき旨規定しております。

第5条、位置の選定であります。町営住宅等の敷地については災害の発生のおそれが多い土地等を避け、日常生活の利便を考慮して選定すべき旨規定しております。

第6条、敷地の安全等であります。敷地の地盤が軟弱な土地等であるときは地盤の改良等安全な措置を講ずべき旨を規定しております。

第7条、住棟の基準であります。良好な居住環境を確保するために必要な通風、採光、騒音防止等を考慮した配置とすべき旨規定しております。

第8条、町営住宅の基準であります。第1項において防火、避難及び防犯のための措置、第2項において熱の損失の防止や省エネ化を図るための措置、第3項において床、外壁の開口部の遮音性能を図るための措置、第4項において構造耐力上主要な部分の劣化軽減を図るための措置、第5項において給水、排水及びガス設備の点検、補修に係る措置を講ずべき旨それぞれ規定しております。

第9条、住戸の基準であります。第1項において1戸当たりの床面積の基準、第2項において台所、水洗便所、洗面設備及び浴室等を設けるべき旨、第3項において化学物質の発散防止を図るための措置、第4項において移動の利便性及び安全性を図るための措置を講ずべき旨それぞれ規定しております。

第10条、共用部分であります。高齢者等の移動の利便性及び安全性を図るための措置を講ずべき旨規定しております。

第11条、附帯施設であります。第1項において必要な附帯施設を設けるべき旨、第2項において附帯施設は入居者の衛生、利便等に考慮すべき旨規定しております。

第12条、児童遊園であります。住戸数、敷地内の規模及び形状等に応じて、児童等の安全を確保したものであるべき旨規定しております。

第13条、集会所であります。住戸数、敷地内の規模及び形状等に応じて、入居者の利便を確保したものであるべき旨規定しております。

第14条、広場及び緑地であります。良好な居住環境の維持管理に資するよう考慮さ

れたものであるべき旨規定しております。

第15条、通路であります。第1項において敷地内の通路は敷地の規模及び形状等に
応じて通行の安全、災害の防止等に支障がないよう配置すべき旨、第2項において通路に
おける階段は高齢者等の通行の安全に配慮すべき旨等をそれぞれ規定しております。

附則、施行期日、1、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

経過措置、2、この条例の施行の際現に存する町営住宅（現に新築の工事中のものを含
む。）であって、同条例の施行後の規定に適合しないものについては、その適合しない部
分に限り同条例を適用しない。

よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、条例制定に係る提案理
由並びに内容説明とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） これから議案第5号について質疑を行います。

8番、橋本修司君。

○8番（橋本修司君） わからなくて聞くので、お答えいただきたいのですが、今の最後
の経過措置の中で、今現在あるところはこれに適合しないと、その適合しない部分に限り
適用しないということなのですが、例えばこの条文の中で位置の選定なんかの中で書いて
いますように通勤、通学、日用品等の購入に利便性を配慮するというようなことも書いて
あったり、要するに例えば具体的に言いますと北町の団地を一部建て替えをするといった
場合に、これで言っているいろいろ配慮しなければならない、高齢者が利便性をとかいろ
んなことがあるのですが、そういうものは例えば北町の団地を建て替えるとすれば、そこ
はこの条例に適合するのか、しないのか。細かく先ほど見ていると、今の時代の流れの中
でコンパクトシティーというような中へ、中へとやっていくそのための誘導の条例なのか
なというようなちょっと感じがしたのですけれども、その場所でもし仮に建て替えるとな
ればこの条文に適合しないということになるのかどうか、その辺教えていただきたいと思
います。

○議長（室田憲作君） 町民課長、藤岡典行君。

○町民課長（藤岡典行君） お答えをします。

この附則の趣旨は、既に建てている住宅についてはこの条例の基準を適用しないという
ことでございますので、新たに建て替え整備するものについてはこの基準に従って建て替
え整備をしていくということでありまして。

それと、2つ目のコンパクトシティー云々の関係でございますけれども、特にそれを考
慮して条例を制定したという趣旨ではございません。あくまで最初の趣旨説明で申し上げ
ましたとおりそれぞれの条例で基準を定めるということで、いわゆる地方分権一括法案の
施行以降そのような形で今まで省令で定めていた基準に従わずに、これを参酌して各市町
村の条例で定めるという形になったものでありますので、このような制定になったという
ことでもあります。

○議長（室田憲作君） 8番、橋本修司君。

○8番（橋本修司君） あくまでも国の指導のもとに町のほうで条例を定めなさいということによっておられるのは理解をします。

例えばですけれども、これは第9条の4項です。4項、途中はしよりますけれども、要は高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるためのものとして規則で定める措置を講じなければならない、それとか10条、共用部分、これ共用部分だからちょっとわからないのですけれども、要するに便利なように、生活しやすいようにということが書いてあるのです。ですから、もし例えばですけれども、その場所で住んでいて、どうしてもここは不便だと町民の方が言われた場合に、この条文を見ればここに建てるの間違っているのではないのと言われかねないような文章内容だったように感じますが、いかがですか。

○議長（室田憲作君） 町民課長、藤岡典行君。

○町民課長（藤岡典行君） 制定の趣旨と条文の内容については説明したとおりであります。今の再質問の趣旨がいま一つちょっとはかりかねておりました。基本的には先ほど説明したとおりなのですけれども、既存の住宅でこの基準に適合しない住宅が多々ございます。これらについては、この基準に適合しようとするれば単純な維持改修という程度では済まないわけでありますから、大規模な改修、いわゆる交付金事業という形で改善事業を進めなければなりません。そうなりますと莫大な費用がかかるという財政的な問題がございますので、これらについては既に既存の住宅についてその当時の基準に合致した形で建てている公営住宅については、この新しい基準に従う必要はないよという趣旨の附則でありますので、そこはご理解をいただきたいと思えます。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（室田憲作君） 日程第8、議案第6号 羽幌町雇用促進助成条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） ただいま上程されました議案第6号 羽幌町雇用促進助成条

例の制定につきまして、その提案理由と内容の説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、羽幌町における雇用の促進を図るため、新たに求職者を雇用するものに対し助成を行うことで雇用機会の拡大及び雇用環境の充実、あわせて定住促進を図ることを目的に制定しようとするものであります。

これまで、羽幌町企業促進条例第4条1項2号によるところの投資額が500万を超え、かつ当該事業場の新設、または増設に伴い増加する雇用者1人につき10万円の補助金を交付することのできる旨の補助を行ってまいりました。また、この制度は、製造業者に限定されたものであります。このたび新たに制定される条例は、助成対象となる事業者を製造事業者を含め商工サービス事業者等まで範囲を拡大し、かつ助成金の交付対象となる従業員の雇用に際しても正社員とあわせて常用パート従業員までの雇用を対象としたものであります。

それでは、各条項の中身についてご説明申し上げます。次ページをごらんいただきたいと思っております。あわせて説明資料を配付してありますので、要点をご説明申し上げます。羽幌町雇用促進助成条例。

第1条は、目的でございます。説明は省略させていただきます。

第2条は、用語の意義を定めており、常用労働者、正社員、常用パート社員をそれぞれ定義づけしております。

第3条は、助成対象となる事業者を定めております。1項第1号は、対象とならない事業者を定めたものであり、農水畜産業や風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの、国、地方公共団体及びこれに準ずるもの、宗教団体等が該当となります。風俗営業に係る除外については、さきの委員会において除外する理由がないのではと指摘があり、検討したところですが、これまでの国・道その他財団等の政府系の雇用支援におきましていずれも風俗営業については除外されていることから、これに倣い羽幌町においても同様の対応をとらせていただきました。第2号は、暴力団や暴力団員が関係する事業者の除外規定であります。第3号は、町から他の制度を用いて人件費に係る補助金を受けていないものの規定であります。第4号は、町税等の滞納をしていないものを対象とすることの規定であります。第5号、中小企業者や事業協同組合及び企業組合、私立学校法第3条に定める学校法人の該当規定とともに、その他町長が特に認めたものの規定を設けております。

第2項は、助成対象事業者として指定する要件を定めております。第1号では、羽幌町民か羽幌町民となる者を新たに常用労働者として雇用し、常用労働者数が増加したとき、第2号は常用パート社員を正社員として正規雇用したときに事業者として指定する規定であります。

第3項で、町に申請する旨の規定であります。

第4条は、助成金の交付要件を定めております。第1項第1号では、新たに雇用した常用労働者を1年を超えて雇用し、その事業場の雇用者数が増加しているとき、第2号は常

用パート社員から正社員にした者を1年を超えて雇用した場合、第3号では第1号、第2号で該当した正社員をさらに1年を超えて雇用した場合、つまり継続雇用で2年超過したものをいいます。第4号は、さらに1年を超えて雇用した場合、つまり継続雇用で3年を経過したものをいいます。

第4条第2項では、助成金の額を定めております。1号は、常用パート社員の助成金額を1人につき12万円と定めております。第2号、第3号については、正社員や常用パート社員から正社員に採用となった者が採用から1年、2年、3年をそれぞれ超えた場合に交付する助成金額を36万円と定めているものであります。

第5条は、助成等の取り消しの要件を定めております。説明は省略いたします。

第6条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨の委任の規定であります。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上で提案説明を終わります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第6号について質疑を行います。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） ちょっと何点かあるのですが、まず第1条の目的にかかわってお聞きをいたします。目的としては、雇用機会の拡大、雇用環境の充実及び定住促進だということでもありますけれども、その助成を出すと、事業者に出すというその計算の仕方は、例えば1人ふえるたび1人当たり幾らとか、パートから正職員に1人当たり幾らとかということになるのですが、働く側、雇用をされている方から見ればその分直接懐に入るわけではないので、事業者に補助されるというわけですから、実際それで雇用者の報酬に対してどのような変化、パートから正職員であれば普通であれば報酬は上がるのかなという期待はあるのだらうと思うのですが、その辺の報酬はどうなるのかといった捉え方については町としてはどのようにお考えなのでしょう。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） あくまでも会社と申しますか、事業者支援をするという状況でありますので、それは会社の中の裁量の範囲内というふうにご覧いただけます。計算上は年額36万円ということで、月額にすると3万円相当という形になりますが、あくまでも会社の裁量の範囲内という形になろうかと思っております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それから、その後第3条のほうになりますが、第3条のア、イ、ウのウですが、国、地方公共団体及びこれに準ずるものというふうになっております。これに準ずるもののどんなものが準ずるのか、その辺の規定とか内規的なもの、一つ一つ聞くのもなんです、一応どんな基準になっているのかお答えいただきたいと思っております。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） この国、公共団体及びこれに準ずるものの規定でありますけれども、例えば公社、財団ですとか、そういうような官公庁系のそういう団体等がこれに該当するものと思われまして、あと漁協ですとか農業協同組合等々もこれに該当してくるのかなというふうに考えております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それは、何か法律に規定されているものなのかどうなのかなのですが、いわゆる公共的団体という言葉方をするときもあると思うのですが、まさに農協や漁協や社会福祉協議会とかというふうに捉えられているのですが、いわゆるこの公共的団体だということになるのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） ご指摘のとおりだと思います。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それで、公共的団体の中に入るのかどうか私はわからないのですが、社会福祉法人、羽幌でいえば社協ですが、社協だけに限らず一般的に社会福祉法人が保育園、保育事業を行っているような場合もありますよね、羽幌にはありませんけれども。そういった社会福祉法人が今後羽幌で保育事業がもし行われるようなことがあれば、そういった団体についての該当はなるのかどうか、その点ちょっと確認したいのですが。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） 社会福祉法人の取り扱いについては、公共的団体という位置づけでよろしいかと思います。羽幌町の場合でいいますと、社会福祉法人、現在社協でありますけれども、社協につきましてはこの条例でいきますところの人的な支援というものがされていますので、この条例には該当してこないものというふうに考えております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） そうすると、最後ですが、人的な補助があるのかどうかというそれが一つの考え方になっているようですが、学校法人についてですが、学校法人は補助をするという規定になっています。学校法人は、町が直接補助金を出しているわけではないのですが、いわゆる私学助成金という形で、これは国から直接来るのか、道を通じて来るのかちょっと私にははっきりわかりませんが、いわゆる私学助成です。現在羽幌でいえば羽幌にある私立幼稚園に助成されている助成金の、もしわかれば教えていただきたいのですが、どのような基準の助成金となっているのか。その中には人件費相当も含まれている助成が私学助成でされているのかどうか、わかればぜひお願いいたします。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時51分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） この条例につきましては、例えば国なり、道が雇用の支援として補助金を交付されていても町としては対応するという考え方に立っておりますので、例えば私学の部分で人的な部分の支援があったにしても町としては該当させていくという考えでございます。従前行っている幼稚園でいいますと就園奨励費というような形で補助金を交付しておりますが、それについてはあくまでも就園、言ってみると親のほうに、保護者のほうに支援をするための補助金という形になりますので、例えば幼稚園の経営の中に人件費の部分が入るということではありませんので、そういうことでは幼稚園の部分でいうと該当はしないのかなというふうに考えております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） では、これで最後しますが、私立幼稚園が今後もし認定こども園をつくって運営をしたと。認定こども園となると、今度町からの補助金も出ます。運営費、半分は国から、4分の1は町からという運営費の補助になりますが、そうなった場合のこの雇用促進条例で言う助成はどうなるのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、鈴木典生君。

○福祉課長（鈴木典生君） お答えいたします。

認定こども園、幼保連携型認定こども園になりますと、保育所部分につきましては現在の保育所運営費国庫負担金に入りまして、国2分の1、道4分の1、町4分の1の補助が入ります。それには当然人件費が入っていますので、この該当、人件費に係る他の補助金を受けていないものということから外れるという形になると思います。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（室田憲作君） 日程第9、議案第7号 羽幌町高齢者、障害者等の移動等の円滑

化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長（山口芳徳君） ただいま上程されました議案第7号 羽幌町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定につきまして、その提案理由と内容のご説明を申し上げます。

平成25年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）が一部改正され、移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を市町村の条例で定めるとされたため、制定をしようとするものでございます。

内容につきましては、別にお配りしております議案説明資料、これに基づきましてご説明を申し上げたいと思います。まず、条例制定の根拠でありますけれども、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の第10条に、道路管理者は、特定道路の新設、または改築を行うときは、当該特定道路を移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例で定める基準に適合させなければならないと定められました。また、それ以外の道路についても第4項で努力義務規定が定められております。特定道路の指定を受ける対象が比較的大規模な利用がある駅が存在する市町村などであるために、本町にはこの特定道路というものは存在しませんが、第4項の努力義務規定が設けられたことや、またバリアフリー関連の補助金等を用いた工事については適合の義務づけがあると思われることから、条例を制定するものでございます。

次のページの条例の制定に際しての考え方でございますが、条例の内容につきましては国の定める基準である移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）に準拠しております。ただし、以下にありますとおり条例第5条第3項、歩道等に排水施設を設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まないような構造の溝ぶたを設けるものとするという条文につきましては、町独自に追加したものであります。また、本町に該当がないものとして、第3章の立体横断施設、それから第5章の路面電車停留所等、それから第6章の第26条から第28条までの条文を条例の制定に当たりまして削除をしております。

以上、政令に準拠しているということで、本文の読み上げについてはただいまの説明で省略をさせていただきたいと思っております。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第7号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（室田憲作君） 日程第10、議案第8号 羽幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長（山口芳徳君） ただいま上程されました議案第8号 羽幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定につきまして、その提案理由と内容のご説明を申し上げます。

平成25年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により、道路法の一部が改正され、道路の構造に関する技術的基準等を市町村の条例で定めることとされたため、制定しようとするものであります。

内容については、これも別にお配りしております議案説明資料に基づきましてご説明を申し上げます。まず、先ほどと同じように条例制定の根拠であります、一部改正された道路法の30条第3項において都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は政令で定める基準を参酌して当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定めると規定されました。また、道路法第45条の第3項では、道路標識の寸法について同様に規定されたため、この2つについて条例を制定するものでございます。

下段のほうにある条例の制定に際しての考え方ではありますが、町民が安全で円滑に利用できる道路環境の確保の観点から、基本的に国の定める基準、これは道路構造令であります、これに準拠しながら、羽幌町が積雪寒冷地域に所在していること、それから観光地であること及び町道が国道、道道と連続した交通ネットワークであることなどを考慮し、同じく積雪寒冷地域であることや観光地であることを考慮して作成された北海道条例の内容を参酌しながら作成しております。また、本町に該当がなく、今後も新設する可能性のない施設等に関する条項をこの道路構造令の中から削除をして、実態に合ったものにし

ております。

次ページ以降で政令に追加した数値の変更をしたり、町独自に設定したものと政令から削除した部分について若干説明をさせていただきます。まず、町独自に設定したものにつきましては、地方部の道路について歩道等を設置するほどの歩行者や自転車の交通量がない場合においても歩行者や自転車の通行スペースの確保のために路肩の幅員を広げられることを追加しております。これは、条例の第8条第9項に追加されたものでございます。

それから、次のところの観光等のための停車の需要がある場合、都市部以外の道路にも停車帯を設けられることを追加しております。これは、条例の9条第1項において追加しております。

それから、次のページ行きますと、歩道の幅員について国の基準どおりとするが、地域事情や用地的な制約があり、車椅子のすれ違いを考慮した幅員2メートルの整備が困難な場合は、例外的に歩行者同士がすれ違い可能な1.5メートルまで幅員を縮小できることを追加しております。これが条例第12条の第3項において追加をした部分です。

それから、堆雪幅について本町では積雪地域であることから除雪による堆雪スペース、これを設けることを明文化をしております。これは、第14条に追加をしております。

次は、視距の部分です。視距については、本町が積雪寒冷地域に所在することから、冬期における自動車の制動距離を考慮した数値に変更しております。これは、第21条で、太字の部分を変更した部分でございます。

それから、縦断勾配について、これも同様に坂道での一旦停止後の発進、降坂時のスリップ等の事故の防止を考慮した値に変更をしております。

次のページで、縦断曲線についても同様に積雪寒冷地であることから制動距離等を考慮した値に変更をしております。これも太字の部分を変更した部分でございます。これは、条例第24条の部分でございます。

それから、次のページ、合成勾配、これについても本町が積雪寒冷地であることから冬型の制動距離を考慮した値に変更しております。条例27条の部分で、合成勾配は8%以下とするということに変更しております。

それから次に、道路標識の寸法でございますが、道路標識の寸法については基本的には国の定める寸法とするが、道路の状況等により必要がある場合は寸法を縮小できることを追加しております。これは、条例の第41条に追加したものでございます。

次のページの道路構造令から町が該当しないということで削除した部分でございます。これは、構造令の第9条の2、これは軌道敷の部分でございます。それから、構造令の第11条の4、植樹帯の部分です。それから、第28条、立体交差の部分、構造令の第29条、鉄道等との平面交差の部分、令の第34条、トンネルの部分、これらの部分を条例には削除しております。それから、道路区分でいいまして第1種、第2種、第3種の1級、2級、それから第4種の1級、2級、これは本町に存在しない道路でありますので、この部分の記述に関しても構造令から条例に準拠する場合に削除をしております。

最後のページになりますが、道道、国道に対する特例のために町道に該当しなかったもの、これは構造令の37条、区分が変更される道路の特例というのがありますが、これも道道、国道のものでありますので、この部分も削除しております。

以上、長くなりましたけれども、政令に準拠しているということで条文の読み上げについてはただいまの説明で省略させていただきます。

附則、第1項、施行期日、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

第2項、経過措置、この条例の施行の際に新設、または改築の工事中の町道については、第5条から第41条までの規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は適用しない。この場合において、当該規定に相当する地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令第8条の規定による改正前の道路構造令の規定（道路構造令の一部改正に伴う経過措置に関する政令の規定を含む。以下同じ。）があるときは、当該部分に関しては、当該旧道路構造令の規定の例によると。

以上でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第8号について質疑を行います。

1番、森淳君。

○1番（森 淳君） ちょっと確認なのですが、最後の経過措置の部分で触れていましたけれども、これはわかります。経過措置ということで、現状の旧道路構造令の中で仕事進んでいる部分に関してはいいですよということなのですが、現実にも今ある羽幌町の町道は、今やっているものではなくて従前持っているものというのはかなりこの技術的基準からすると外れているものも多いのではないかなと思いますので、その辺現状担当課としてはどう把握して、今後どうしていきたいというふうに考えているのかをこの場合質問いたします。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長（山口芳徳君） 現在の羽幌町の町道でございますが、先ほど説明の中でちょっと詳しく説明しなかった部分でありますけれども、町道につきましては第3種の道路と第4種の道路とございまして、第3種の3級、4級、5級、それから第4種の3級、4級が該当するところなのですが、この構造令、条例で定めるとなっておりますけれども、道路自体は今までも道路構造令に準拠してつくられてきたものでございまして、ですから現在の町道が構造令から外れているということではございません。今準拠して町条例につくられたものにつきましては、それよりも各自治体の裁量においてよりよくできるという規定でございますので、最低限の部分は道路構造令の中でクリアされている基準だというふうに考えております。これからつくる部分については、例えば視距を積雪寒冷地の部分をより適切に、あるいはそういうこととつくれるということでございますので、今の道路が規定から外れているということの認識はありません。

以上でございます。

○議長（室田憲作君） 1番、森淳君。

○1番（森 淳君） 新しくつくるわけだから、いわゆる経過措置として当該旧道路構造令で救いますよということだから、これから今わざわざつくるわけでしょう、議会があれして。今度これが通ると外れるものはやっぱり出てくる可能性もある。具体的にはちょっとわかりませんが、そう数はないのかもしれないのだけれども、そういうことに対して今後場所とかそういうものを含めて町は、町がせっかくつくるわけだから、それに合わせて必要に応じてこれに合致するようなものを今後考えてこういう条例を出したのかということをお断りしているわけでは、国がやれと言ったからやったということでは、現実には当該旧道路構造令の規定に関しては、これまでもそれに沿ってつくってきているし、今計画中のものはそれに沿ってやるのは認めますよということなので、新規に対しては認めないということなのだけれども、いいことだから基本的にやるということであれば、場所とか状況の中で新しくこういう、さっきの実は高齢化のほうも同じなのだけれども、自分たちの中でこれは必要だと思ってやっているわけだから、それに対してたまたま今回救われたから、その後はではしようがないから、こういう基準でやるけれども、今までのものは、さっきのこともそうだけれども、今までやったのだからそのまま特に手かけないということなのか、もし必要に応じて新しくつくった条例に直すようなことも含めて検討してこういう条例を提出したのかということをお聞きしたのです。答弁をお願いします。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長（山口芳徳君） この経過措置であります、今ある道路を今この条例をつくったことによってこの条例に合うように変えていこうということではありません。今後改造等する場合にこれを適用しようということですので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（室田憲作君） 1番、森淳君。

○1番（森 淳君） それは、そういうことは理解しています。その上で、今のことでいうととりあえず国がこうやったから、それに合わせて条例はつくったけれども、この基準が状況に応じてはこういう、特にさっきのほう、高齢化のほうなんかは除雪の問題とかのほうはむしろ大きくて、実際に道路の構造とかそういうものよりもそっこのほうの部分を解決されるほうが先なのかもしれないけれども、要は変える気ありませんといってもこれは新しくこういう高齢化社会にのっとったり、それから新しい基準に合わせて少しでも高齢者に優しくしたり、それぞれが使いやすかったり、危険でないようにしましょうという意味で変えているわけでしょう、自分たちが考えたことでないにしても。だから、場合によってはこういう新しいのできたのだから、既存のところでもここはちょっとぎりぎり危ないなとか何とかというように感じればこれに合わせてようなことも今後検討するとか何とかということをお断りに、ここあるねとかということはお断りであるのかと思って聞いたのです。ただし、今の答弁で全くそれはないのだと、今までのものに関

してはないのだということであれば、それはないのだと言っているわけですから、今後つくるものは少しでもお年寄りなり、それから安全に対して気をつけてくださいと言うしか、この条例通す、通さないということからすると、この条例はいいことだと思いますので、通しますけれども、やっぱりどこかの中で自分たちがこういうものを出すときに既存の中でどうかということもできれば検討してみたりなんざりしてもらっていただければいいなと思いますけれども、これに関してはこれで私の意図をお伝えして、答弁なしで終わりたいと思います。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（室田憲作君） 日程第11、議案第9号 羽幌町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長（山口芳徳君） ただいま上程されました議案第9号 羽幌町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定につきまして、提案理由と内容のご説明を申し上げます。

平成25年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により、河川法（昭和39年法律第167号）が一部改正され、準用河川に係る河川管理施設等の構造に関する技術的基準を市町村の条例で定めるとされたために制定しようとするものであります。

内容につきましては、これも別にお配りしております議案説明資料に基づきご説明を申し上げます。まず、条例の制定の根拠であります、一部改正された河川法第100条第1項において市町村長が指定した準用河川については、この法律中2級河川に

関する規定を準用するとあります。河川法第13条第2項において河川管理施設、または第26条第1項の許可を受けて設置される工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準は政令で定める基準を参酌し、市町村の条例で定めると規定されたため、本条例を制定するものであります。

下段の条例の制定に際しての考え方ではありますが、羽幌町の準用河川の構造に関する基準を適切に運用することを考慮した結果、原則国の示す基準、この場合政令の河川管理施設構造令に準拠することが妥当と判断し、作成をしております。ただし、政令で定めている内容のうち本町の準用河川、本町の準用河川については福寿川とオシリウシナイ川の2河川に限られておりますが、ここでは想定されない施設、具体的にはダム、それから高規格堤防、小段、側帯、堰、湖沼、植林帯、揚水機場、排水機場、取水塔、これらについてはその条項を削除しております。

次ページで政令と条例を対応させた一覧表にしてありますので、ごらんをいただきたいと思えます。まず、最初の河川管理施設等構造令の中の一番最初のダムの構造の基準、これは構造令の2章の第3条から第16条の部分ですが、これは先ほど言いましたように本町にはないので、定めないということでございます。

次の堤防の構造基準、これは構造令第3章の第17条から32条にかけてのものでございますが、本町では条例第2章、第3条から5条ということでご定めております。ただし、この中の高規格堤防、小段、側帯に関する基準については、ここから削除をしております。

次の床どめの構造の基準、これは構造令の第4章の33条から35条の2で規定されておりますが、これは町条例のほうの第3章、第16条から第19条のほうで定めております。

それから次、堰の構造の基準、これは構造令の第5章、第36条から第45条ということで規定されておりますが、本町にはないためにこれは削除しております。

次のページ、水門及び樋門の構造の基準、これは構造令の第6章、第46条から53条に規定されております。この部分については、町条例で第4章、第20条から28条で同じ内容を定めております。

次、揚水機場、それから排水機場及び取水塔の構造の基準、これは構造令の7章の54条から59条でございますが、本町にはないために定めておりません。

次の橋の構造の基準、構造令第8章、第60条から第67条でございますが、これにつきましては町条例のほうで第5章、第29条から第37条で同様の規定で定めております。

次の伏せ越し、構造令第9章、第68条から72条、これにつきましては町条例のほうの第6章、38条から42条のほうに同様の内容で定めております。

次、基準を適用しない河川管理施設等、構造令第73条につきましては、同じ内容で条例の第7章、第43条に定めております。

次のページをごらんいただきたいと思えます。次のページの計画高水流量等の決定、または変更があった場合の特例、構造令の第74条、それから小河川の特例、構造令第76

条、これらにつきましては町条例のほうの第7章、第44条と第45条のほうに同様の内容で規定をしております。

以上、政令に準拠しているということで、条文の読み上げについてはただいまの説明で省略させていただきます。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（室田憲作君） これから議案第9号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（室田憲作君） 日程第12、議案第10号 羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長（山口芳徳君） ただいま上程されました議案第10号 羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定につきまして、その提案理由と内容の説明を申し上げます。

平成25年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により、水道法（昭和32年法律第177号）が一部改正され、水道の布設工事等に関する一部の基準を市町村の条例で定めることとされたため、制定しようとするものであります。

内容については、別にお配りしておりますこれも議案説明資料で説明申し上げます。まず、条例制定の根拠であります、一部改正された水道法第12条第2項において前項の業務を行う者は政令で定める資格、当該水道事業者が地方公共団体である場合には当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格を有する者でなければならないとあり、また水道法第19条第3項において水道技術管理者は政令で定める資格、当該水道事業者

が地方公共団体である場合には当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格を有する者でなければならないと規定されたため、本条例を制定するものであります。

次ページの条例についての考え方ではありますが、本条例は水道の布設工事を施行する際の監督員の基準及び水道の管理について技術上の業務を担当させるための水道技術管理者の基準について従来水道法施行令で定められていたものを市町村の条例で定めるとされたものであります。条文については、水道法施行令の内容に準拠しております。施行令との相違点は、厚生労働省令で別途定めるとされた内容について条例のほうでは細かく規定した部分であります。次ページ以降で政令と条例を対応させた一覧表にしてありますので、これは比較してごらんいただきたいと思います。

なお、資格基準については、地域の実情に応じて変更、実務年数の短縮等がございますが、そういうことができるということにされておりますが、水質に係る安全性の観点から本町においては国の基準と全く同じく準拠しているものでございます。

以上、政令に準拠しているということで、条文の読み上げについてはただいまの説明で省略させていただきます。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第10号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり決定されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時40分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第11号

○議長（室田憲作君） 日程第13、議案第11号 羽幌町手数料条例の一部を改正する

条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、藤岡典行君。

○町民課長（藤岡典行君） ただいま提案されました議案第11号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例の提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

平成25年3月11日提出、羽幌町長。

提案理由であります。無料で証明することのできる戸籍に関して規定を整備するとともに、印鑑登録証の再交付に係る手数料を徴収するため、改正しようとするものであります。

主な改正理由は、個別の法令で規定するいわゆる戸籍の無料証明事項について本条例第5条第2項において手数料を免除する旨規定をしておりますが、個別の法令名を別表に列記することで適用漏れを防ぎ、取り扱いの適正化を図ろうとするものであります。

次に、改正の内容であります。次ページの議案並びに新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。議案内容を要約して説明をさせていただきます。第2条、手数料の種類及び金額であります。別表を別表第1（第2条関係）に改め、同表第15項の次に印鑑登録証の再交付、1件につき400円の1項を加えて、第16項以降を繰り下げ、同表中の個別の引用法令にそれぞれ法律番号を追記するものであります。

第4条、郵便による送付は、文言の整理であります。

第5条、免除中、第1項及び同項第3号、第4号、第5号は、文言の整理であります。あわせて第5号の次に別表第2に掲げる法令の規定による戸籍の証明の1号を加え、第6号を第7号とするものであります。

第5条第2項は、同条第1項第6号に移行することにより削除し、同条第1項第6号の規定により別表第2（第5条関係）を加えるものであります。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。条例改正に係る提案理由並びに内容説明とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） これから議案第11号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号

○議長（室田憲作君） 日程第14、議案第12号 羽幌町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、鈴木典生君。

○福祉課長（鈴木典生君） ただいま上程されました議案第12号 羽幌町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容のご説明を申し上げます。

平成25年3月11日、羽幌町長。

提案の理由でございますが、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の施行により、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）が一部改正され、羽幌町子ども発達支援センターで実施する事業の根拠法令が児童福祉法へ変更となるため、改正しようとするものであります。

羽幌町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例。

羽幌町子ども発達支援センター設置条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「障害者自立支援法第5条第7項」を「児童福祉法第6条の2第2項及び第4項」に改める。

第3条につきましては、発達支援センターの事業をうたっております。児童福祉法の第6条の2第2項は児童発達支援を、第4項は放課後児童等デイサービスについて規定しているものでございます。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第12号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号

○議長（室田憲作君） 日程第15、議案第13号 羽幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、藤岡典行君。

○町民課長（藤岡典行君） ただいま提案されました議案第13号 羽幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例の提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

平成25年3月11日提出、羽幌町長。

提案理由であります。福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）の施行に伴い、入居者資格について特例措置を講じる必要があり、あわせて規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次に、改正の内容であります。議案並びに新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第6条、入居者の資格であります。福島復興再生特別措置法の制定、施行に伴い、同法に規定する居住制限者に対し特例措置を講ずる必要があるため、本条に追加規定を設けるものであります。あわせて本条に規定する被災者等の特例措置を講ずる必要があるものについても第4号、町税等の滞納条項及び第5号、暴力団関連条項に抵触しないことを資格要件に加える旨の改正であります。

第7条、入居者資格の特例中、第2項において災害公営住宅の入居者資格を定めておりますが、第6条の改正同様被災者等の特例措置を講ずる必要があるものについて第4号、町税等の滞納条項及び第5号、暴力団関連条項に抵触しないことを資格要件に加える旨の改正であります。

第9条、入居者の選考中、第2項において規則で定める入居者選考委員会に諮り、住宅困窮度を判定する旨定めておりますが、同委員会の設置根拠を条例で定める必要があることから、その旨の規定を独立させて第9条の2とし、あわせて第9条第2項の規定を改正するものであります。第9条の2、入居者選考委員会であります。第1項で同委員会の設置根拠を条例上明確にするとともに、第2項で委員会の組織等に関する規定を規則に委ねることとする旨定めております。

第41条、住宅の明け渡し請求中、第1項第6号及び第59条、勧告であります。いずれも暴力団関連条項でありますので、一括して説明をさせていただきます。入居者等が暴力団であることが判明したときは、一旦明け渡し勧告を行い、これに従わないときは住宅の明け渡しを請求できる旨規定しておりますが、入居者等が暴力団であることが判明したときは勧告を経ずして直ちに明け渡し請求ができる旨の規定に改めるものであります。これにより第59条、勧告を削除し、次条以降を繰り上げるとともに、第41条、住宅の明け渡し請求中、第1項第6号の規定を改めるものであります。

附則第7項、全ての町営住宅が過疎地域等に存する場合がありますが、当分の間過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域等にあつては、第6条、入居者の資格中、第1号のいわゆる同居者要件を具備するものとみなす規定を指定しておりました。これを離島地区に限定し、離島地区町営住宅に係る入居者資格の特例に改めるものであります。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、条例改正に係る提案理由並びに内容説明とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） これから議案第13号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号

○議長（室田憲作君） 日程第16、議案第14号 羽幌町住宅改修促進助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、藤岡典行君。

○町民課長（藤岡典行君） ただいま提案されました議案第14号 羽幌町住宅改修促進助成条例の一部を改正する条例の提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

平成25年3月11日提出、羽幌町長。

提案理由であります。地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行により、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が一部改正され、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次に、改正の内容であります。法令の名称変更に伴い、当該法令の名称を引用する本条例中の条文の規定を改めるものであります。

羽幌町住宅改修促進助成条例の一部を改正する条例。

羽幌町住宅改修促進助成条例（平成22年羽幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、条例改正に係る提案理由並びに内容説明とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） これから議案第14号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長（室田憲作君） 日程第17、議案第15号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） ただいま上程されました議案第15号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明を申し上げます。

平成25年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、さきに議案第6号でご審議、ご決定いただきました羽幌町雇用促進助成条例の制定により重複する規定について整備を行うため、改正しようとするものであります。

羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例。

羽幌町企業振興促進条例（昭和60年羽幌町条例第25号）の一部を次のように改正する。

議員の皆様のお手元に配付してある資料の新旧対照表をごらんください。第6条は、補助金を交付する規定であります。第1項中「各号」の次に「の1」を加えるのは、文言の整理であります。

第6条第2項の改正は、雇用者に関する補助金を交付することができるとする記述を削

除し、第3項としていた補助金の交付条件から雇用に関する部分の削除を行った上、第2項として整理したものであります。

附則、1、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2、改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後に指定の申請があった補助金について適用し、同日前に指定の申請があった補助金については、なお従前の例による。

以上で提案説明を終わります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第15号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号

○議長（室田憲作君） 日程第18、議案第16号 羽幌町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、井上顕君。

○総務課長（井上 顕君） それでは、ただいま上程されました議案第16号 羽幌町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成25年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法等の施行によりまして、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正され、都市公園の配置等に関する基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を市町村の条例で定める必要があり、あわせて規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものであります。

なお、あらかじめ申し上げますが、今般追加いたします条文内容につきましては、国の基準に準拠し、本条例への追加を行ったものでございます。

それでは、お配りしております資料、羽幌町都市公園条例新旧対照表にて今回の改正内容のご説明をいたしますので、そちらをごらん願います。なお、説明は、条ごとに改正する内容をご説明いたします。1ページをごらん願います。第1条では、現行条例で都市公園に類する公園についてもこの条例に規定しておりますことから、条例の目的に都市公園に類する公園を明記するものであります。

次に、第2条では、公園の設置を含め公園の区域の変更及び廃止についても公告する事項を定め、明記するものであります。

次に、この条例は、全7章で構成されておりますが、今般第1章の次に第1章の2として新たに配置及び規模の基準を追加しております。この追加の章に係る新たな条文が第2条の2から4ページにかけての第2条の6までとなっております。1ページの第2条の2では、都市公園法で定める公園の配置及び規模に関する技術的基準をこの第1章の2で定めることを明記しております。

第2条の3では、公園の1人当たりの敷地面積の基準を10平方メートル以上に、また市街地は5平方メートル以上とすることを規定しております。

第2条の4では、公園の設置目的の違いによる規模の基準を規定しております。

3ページをごらん願います。第2条の5では、公園内に設ける建築物の建築面積の基準を規定しております。

4ページをごらん願います。第2条の6では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定公園施設の設置に関する基準について規定しており、その詳細は12ページの後段から最終23ページにあります別表1の2として今般新たに追加し、定めております。なお、その内容は、政令の基準どおりであります。

4ページに戻っていただきまして、次に第3条及び5ページの第4条では字句の訂正のための改正であります。

次に、第5条では、条項の漏れのための追加及び字句の訂正のための改正であります。

次に、第6条では、法の適用条文の錯誤による改正及び条項の漏れ並びに字句の訂正のための改正であります。

6ページをごらん願います。第7条では、字句の訂正のための改正であります。

次に、第8条では、法の適用条項の錯誤による改正及び字句並びに表記方法の訂正のための改正であります。

7ページをごらん願います。第9条では、都市公園の占用の許可における軽易な変更事項についての定めではありますが、その内容を追加するための改正であります。

次に、第10条では、法の適用条項の漏れによる追加のための改正であります。

8ページをごらん願います。第11条及び第16条では、字句の訂正のための改正であります。

次に、第16条の2から10ページの第16条の6までは、工作物等の保管に係る公示事項、公示方法、価額の評価方法、売却する場合の手続、返還する場合の手続について法

に基づき追加するための改正であります。

次に、このページから11ページにかけての第17条では、字句の訂正及び法の適用条項の錯誤並びに漏れによる改正であります。

次に、第21条では、公園内における行為の禁止事項に該当した際の過料の額を1万円から国の基準に合わせ5万円へ、また不正な行為により使用料、または占用料を免れた際の過料の額についても同じく国に合わせ最低5万円に改正するものであります。このほか、字句の訂正、適用条項の漏れによる追加のための改正であります。

次に、このページから12ページにかけての第22条では、字句の訂正のための改正であります。

次に、第23条では、羽幌霊園における管理及び使用料については別途条例がありますことから、その内容をそちらへ委ねる条項を管理の特例として追加するものであります。

次に、別表1の改正では、この表にて本町の都市公園及び都市公園に類する公園を規定しておりますが、これまでも都市公園として位置づけられていた南5条公園、ひばり公園、羽幌霊園の記載漏れがありましたので、追加するものであります。位置づけについてはこれまで同様となっており、変更はございません。

以上が改正の概要であります。冒頭述べましたとおり今般の改正は国のいわゆる地域主権改革一括法等により国の基準によるものを自治体の条例で規定することが必要となったこと並びに関係法令等との整合性を図るための改正が主なものでございます。

それでは、議案に戻っていただきますが、条例改正文の朗読につきましてはただいまの説明をもってかえさせていただきますと存じます。

附則、施行期日、1、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

経過措置、2、この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第16号について質疑を行います。

1番、森淳君。

○1番（森 淳君） 確認なのですが、別表1の羽幌霊園は皆さんわかると思うのです。あと、オロちゃんランド。新たに追加されたものも含めて、これ羽幌の住民でもどこの何を指しているかちょっとわかりづらいと思うので、説明をお願いします。

○議長（室田憲作君） 総務課長、井上顕君。

○総務課長（井上 顕君） お答えいたします。

まず、都市公園でございますが、南5条公園につきましては旧蓑谷病院の前でございます公園でございます。それと、南7条2丁目のひばり公園につきましては、沿岸バスターミナルの前でございます公園でございます。

以上でございます。

○議長（室田憲作君） 1番、森淳君。

○1番(森 淳君) 南5条公園というのは、実際上南4条1丁目にある公園のことを南5条公園と言っているということですか。住所も南5条1丁目になっていますけれども。それと、栄町、羽幌公園もあわせて場所を教えてください。

○議長(室田憲作君) 総務課長、井上顕君。

○総務課長(井上 顕君) お答えいたします。

そのとおりでございます。住所的には南4条1丁目が正規なものと思いますが、現状では南5条1丁目、南5条公園ということで現在位置づけられております。なお、これについては、後日といいますか、これから見直し作業も行う予定でございますので、その際変更の作業に入りたいと思っております。

それと、栄町にございます羽幌公園、これは通称スポーツ公園、これを指しているものでございます。

以上でございます。

○議長(室田憲作君) 1番、森淳君。

○1番(森 淳君) 北5条1丁目のリバーサイド公園も場所教えてください。これバラ園。

○議長(室田憲作君) 総務課長、井上顕君。

○総務課長(井上 顕君) お答えいたします。

これにつきましてはバラ園でございます。

○議長(室田憲作君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号

○議長(室田憲作君) 日程第19、議案第17号 羽幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長(山口芳徳君) ただいま上程されました議案第17号 羽幌町道路占用

料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容のご説明を申し上げます。

平成25年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正に伴い、道路の占用許可対象物件として、太陽光発電設備等を規定に追加するとともに、あわせて道路占用料の改定を行うために改正しようとするものであります。

内容につきましては、別にお配りしております議案説明資料の羽幌町道路占用料徴収条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。まず、この条例改正の要点を申し上げますと、改正の対象は別表の改正のみでございます。そして、その別表の改正の内容の一つは、道路占用料の金額の改正であります。この金額の改正につきましては、平成21年4月1日に改正してからのものがございます。料金は、国の基準に準拠してありまして、その区分といたしましては、国の基準としては甲乙丙という区分がございます、国道の区分のうちの丙区分、これは町村道に関する区分でございます、それに準拠してあります。

次に、一部語句の改正があります。その部分は、新旧対照表の3ページ目の最下段の政令第7条第1号に掲げる物件の項の部分、この部分の看板（アーチであるものを除く。）というものを看板（アーチを除く。）というふうに改めるものがございます。それと、5ページ目の最上段、政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料という項がありますが、これの対象号数をそれぞれ2号、3号となっておりますのを4号、5号に改めるもので、以下同様にこの号数を繰り下げるものであります。

次に、3点目に項目の追加でございます。追加につきましては、3ページの最下段の政令第7条第1号に掲げる物件のところに添加広告類（電柱等に添加する突出広告・巻付広告）を追加し、さらにその小分類として突出広告及び巻付広告を追加しております。それから、4ページの中段で、先ほどの語句の改正を行った看板（アーチを除く。）の項のところのその他のものの分類をさらに突出広告のうち表裏2面に表示しているものとその他のものに細分類を追加しております。5ページ、改正後の欄の下から3段目、政令第7条第2号に掲げる工作物、これにつきましては太陽光発電設備及び風力発電設備のことでございます。それと、下から2段目、政令第7条第3号に掲げる施設、これは津波対策施設のことです。この2つを新たに追加をしているものがございます。

以上が別表の改正の内容でございます。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第17号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号

○議長（室田憲作君） 日程第20、議案第18号 羽幌町港湾管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長（山口芳徳君） ただいま上程されました議案第18号 羽幌町港湾管理条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容のご説明を申し上げます。

この議案第18号につきましては、内容等の訂正がございまして差しかえをさせていただいております。差しかえの理由につきましては、この内容につきまして旭川地方検察庁の罰則規定がある内容から事前協議をしていたところでありまして、文言の一部訂正等を協議の結果指示されましたので、その部分を訂正させていただいた部分でございます。

それでは、提案の中身についてご説明します。提案の理由でございしますが、羽幌港旅客上屋の新築等に伴う使用料の見直し、それを行うとともに港湾区域における許可のない潜水行為に対して罰則規定を設けるために改正しようとするものであります。

内容につきましては、別にお配りしております議案説明資料の羽幌町港湾管理条例新旧対照表のほうをごらんいただきながら改正規定の説明をいたしたいと思っております。

第3条第5号中の「公有水面埋立法」の次に「（大正10年法律第57号）」を加える、これは現行条例中の法令番号の欠落の修正でございます。

次、第9条第1項第1号中「港則法施行規則」の次に「（昭和23年運輸省令第29号）」を加え、「別表の」を「に」に改め、同条第2項中「前」の次に「項」を加える、これは同様に法令番号の欠落及び文言の修正の部分でございます。

第18条の見出し中「一般的」を削り、同条第1号を次のように改める。

第1号、港湾施設内における立入禁止区域には、許可なく立ち入らないこと。

第18条第2号を削り、同条第3号中「適當の設置」を「適切な処置」に改め、同号を同条第2号とする、この部分は第18条中の文言の修正と同条第1号が法令の廃棄物の処理及び清掃に関する法律により罰則をもって規制されている行為であることから、条文から除くものであります。

19条の前の見出しを削り、第21条を第23条とし、第20条を第22条とし、第19条を第21条とし、第18条の次に次の見出し及び2条を加えるとして、現行の18条

の次に19条及び20条の潜水の禁止と罰則規定を入れるためにもとの条文を繰り下げております。加える2条ですが、第19条、禁止行為、何人も、港湾区域において、町長の許可を受けずに潜水行為をしてはならない。第20条、罰則、前条の規定に違反した者は、科料に処する。

次に、上屋使用料の改定でございますが、別表の第8の項について改定をいたしております。貨物保管庫については、一月1平方メートルごとに540円、その他の場所、これは旅客上屋の部分のことですが、羽幌については一月1平方メートルごとに770円、天売、焼尻につきましては同様に450円ということであります。

以上がこのたびの港湾条例の一部を改正する内容であります。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第18号について質疑を行います。

6番、磯野直君。

○6番（磯野 直君） 19条の何人も港湾区域において町長の許可を受けずに潜水行為をしてはならないと、これはいわゆるナマコ云々ということで説明を受けたのですが、例えばレジャーでスキューバということも該当になるとということなのですか。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長（山口芳徳君） そのとおりでございます。

○議長（室田憲作君） 6番、磯野直君。

○6番（磯野 直君） 例えばスキューバで港湾内、もともと港湾外で泳いでいて、何らかの理由で港湾内に入っていた場合もそれも罰則の規定になるということなのですか。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長（山口芳徳君） 条文の中ではそのようなになっておりますので、港湾内で潜水行為をした部分については罰則の対象になるということでございます。

○議長（室田憲作君） 6番、磯野直君。

○6番（磯野 直君） 本来港湾外で泳いでいて、例えば急激な天候変化等によってやむなく港湾内に入ってきたという場合は、それも町長の許可ということになるのですか。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長（山口芳徳君） 申しわけありませんけれども、緊急避難的なものというのは法令を超えてできるということになっておりますので、その点は問題ないと思います。

○議長（室田憲作君） 1番、森淳君。

○1番（森 淳君） 今の関連なのですが、港湾区域内、港湾、みんなのイメージは港の中というイメージだと思うのですが、この条例の中では港湾区域内ということになっているので、そうすると海水浴場もびったり港湾区域内に基本的に入ってくると思うのです。そこでいわゆるシュノーケルだとかそういう要するにボンベまでしよわなくても潜水行為やっていますよね。そういう部分との整合性はどういうふうに考えてこ

の条例つくったのですか。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長（山口芳徳君） 港湾区域、海水浴場がすっぽり入っているわけでござい
ませんで、ごく一部でございます。

もう一つ、港湾内というふうな規定でなくて港湾区域ということに規定されたのは、地
方検察庁のほうの文言の整理の中で、最初は港湾及び区域内水域ということで文言を書い
ていたのですが、港湾区域というのが港湾管理条例の中できちっと規定されているので、
この部分を使うほうがよろしいという指導がありまして、港湾区域という規定にさせてい
ただきました。

○議長（室田憲作君） 1番、森淳君。

○1番（森 淳君） 実際に適用はそんなことにならないのだと思うのですけれども、
5万円でしたっけ、先ほどの説明でいくと、これに反した人。いわゆるすっぽりという表
現か、一部という表現かわからないのですけれども、海水浴場は港湾区域内です、基本的
に。いわゆる港湾区域という部分からすると。これでやっていくと、その辺では実際にこ
れから海水浴シーズン来たときにここから先は潜ったらだめ、ここから先は潜ってもいい
というような、そういうつもりでつくったのでないことは十分わかりますけれども、整合
性とかそういうことを含めてどういう検討をして最終的に議会に出してきたのかなとい
うのがちょっと疑問なので、その辺もし検討済みであれば今後の対応について説明願います。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長（山口芳徳君） この条例の目指すところは、議員おっしゃられるとおり
暴力団等による密漁等の取り締まりのための条例改正という中身でございます。そういう
条例の趣旨からいって、レジャーですとかそういう部分での取り締まりということは考え
ておりませんし、この部分十分検察庁、警察、羽幌警察署等も検挙の部分については打ち
合わせをすることになっておりますので、この条例の運用に当たってはそういう部分の適
用というのとはなされないというふうに考えております。

○議長（室田憲作君） 6番、磯野直君。

○6番（磯野 直君） 今レジャーの部分は考えていないということだったのですけれど
も、ではスキューバはいいということになるのですか。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長（山口芳徳君） 先ほども申しましたけれども、港内でスキューバをする
のであればきちっと許可を提出していただきたいというふうに思います。決してそれはだ
めということで許可しないということではございませんし、先ほど申しました緊急避難的
なものについてはこういう処罰の対象には当たらないということではございます。という
部分でご理解を願いたいというふうに思います。

○議長（室田憲作君） 6番、磯野直君。

○6番（磯野 直君） 現実に例えば焼尻なんかはスキューバで旭川のレジャー業者が来

るのです、年に1回。その日の風向きによって、やはりお客さんを連れてくるので、本来は外海で泳いでいるものが例えばどうしてもお客さんとの契約で来ますので、泳がせなければならぬということで、やはり余り風の強いときは港湾内でその日によって泳ぐ場合もあるのです。そういうときに例えば土日で、では町長の許可をとれって、その場で風吹いていたから港の中で泳ごうかといったときにどうやって許可をとればいいのですか。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長（山口芳徳君） そういうものが予測される場合には、事前に出していただくというのがいいことだと思います。

○議長（室田憲作君） 1番、森淳君。

○1番（森 淳君） 今の説明で焼尻の漁港もこの港湾管理条例でやるのですか。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長（山口芳徳君） これは港湾管理条例でございまして、漁港のほうは適用になりません。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号

○議長（室田憲作君） 日程第21、議案第19号 羽幌町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長（山口芳徳君） ただいま上程されました議案第19号 羽幌町下水道条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容の説明を申し上げます。

平成25年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により、下水道法（昭和33年法律第79号）が一部改正され、公共下水道の構造に関する基準及び終末

処理場の維持管理に関する基準を市町村の条例で定める必要があり、あわせて規定の整備を行うために改正をしようとするものであります。

内容につきましては、別にお配りしております議案説明資料の羽幌町下水道条例新旧対照表をごらんいただきながら、改正規定の説明をいたしたいと思っております。まず、第1条の目的に、本条例に新たな公共下水道の構造に関する基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を加えるため、施設の維持管理の基準等という文言を追加しております。

次に、第3条の定義に用語として出てくる排水施設及び処理施設を加えております。

7条の2第3項第2号中「又は外国人登録証明書」を削るは、外国人登録法の廃止に伴う文言整理でございます。

第7条の5及び第7条の6については、下水道協会の名称が変更になったことによる改正でございます。

第11条第15号及び第27号の改正並びに追加は、水質汚濁防止法の一部改正に基づく下水道法の基準の改正によるものであります。

以下は公共下水道の構造に関する基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を本条例に追加するために、第6章以下を繰り下げる一連の規定であります。ここで1章を丸ごと繰り下げたことによって生まれたスペースに、第6章として第20条から第25条までの条文によって公共下水道の構造に関する基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を規定をしているところでございます。この規定は、下水道施行令第5条の7を条例の第20条に、施行令第5条の8を条例の第21条に、施行令第5条の9を条例第22条に、施行令第5条の10を条例第23条に、そして施行令第5条の11を条例第24条に、施行令第13条を条例第25条にそれぞれ準拠しております。

以上がこのたびの羽幌町下水道条例の一部を改正する条例の内容でございます。

附則、第1項、施行期日、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

第2項、排水施設及び処理施設の構造基準に関する経過措置、この条例の施行日に既に存する施設で、第21条から第23条の規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は、なお従前の例による。ただし、施行日後の改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第19号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号

○議長(室田憲作君) 日程第22、議案第20号 羽幌町公共下水道認可区域外流入分担金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長(山口芳徳君) ただいま上程されました議案第20号 羽幌町公共下水道認可区域外流入分担金条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容のご説明を申し上げます。

平成25年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、羽幌町下水道条例施行規則(平成14年羽幌町規則第7号)の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

内容につきましては、別にお配りしております新旧対照表をごらんいただきたいと思います。羽幌町公共下水道認可区域外流入分担金条例の一部を改正する条例。

羽幌町公共下水道認可区域外流入分担金条例(平成24年羽幌町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第18条」を「第24条」に改める。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(室田憲作君) これから議案第20号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号

○議長（室田憲作君） 日程第23、議案第21号 羽幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長（山口芳徳君） ただいま上程されました議案第21号 羽幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容の説明を申し上げます。

平成25年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、引用条項等に旧条例について誤りがありましたことから規定の整備を行うため、改正をしようとするものでございます。

内容につきましては、別にお配りしております羽幌町水道事業給水条例新旧対照表をごらんをいただきながら、次ページの改正規定を読み上げながらご説明にかえたいと思いません。

まず、羽幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

羽幌町水道事業給水条例（昭和43年羽幌町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第6条」を「前条」に改める。

第16条第3項中「計量器検定検査令（昭和42年政令第152号）第6条」を「計量法施行令（平成5年政令第329号）第18条」に改める。

次に、第38条第1項中「前条第4号及び第6号、第7号」を「前条第4号、第6号及び第7号」に改める。

第39条第1項第1号中「第35条」を「第37条」に改め、同項第2号中「第14条」を「第15条第2項」に改める。

次に、第40条第1項中「第35条」を「第37条」に改める。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第21号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号

○議長（室田憲作君） 日程第24、議案第22号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良貢君） ただいま上程されました議案第22号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

平成25年3月11日提出、羽幌町長。

1、公の施設の名称、羽幌町営焼尻めん羊牧場。

2、指定管理者となる団体の名称、羽幌町港町1丁目17番地の1、萌州ファーム株式会社代表取締役、畑中修平。

3、指定期間、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間であります。

提案理由を申し上げます。羽幌町営焼尻めん羊牧場の指定管理につきましては、平成20年4月1日から開始され、本年3月31日をもって5年間の指定期間を満了することから改めて指定管理者を選定し、このたびの提案となったものであります。選定に当たりましては、指定管理の期間を1年間としており、この間に町として収益の出る事業構造等を含め牧場を経営するための方向性を検討することとしております。そのため平成25年度の1年間については、現状の運営管理を継続する必要があると判断し、現在の指定管理者である萌州ファーム株式会社から指定管理者申請書を提出いただいた上、指定管理者選定委員会による審査を経て提案するものであります。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第22号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（室田憲作君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会します。

（午後 3時39分）